

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届書

《1》異動があった場合には、すみやかに提出してください。

東御 市区町村殿 平成 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒			特別徴収義務者 指定番号		処理 事項	
		名称				担当者	係		1.現年度 2.新年度 3.両年度
		代表者の 職氏名印					氏名		

異動給与所得者	※個人コード	(ア)	(イ)	(ウ) アーイ	異動 年月日	異動 の事由 (該当に○)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (該当に○)	下段届出書《3》は新勤務先で記載 中段《2》に記載 〔 月分 月 日に 納入します 〕 後日、本人宛て納付書送付します
フリガナ		特別徴収税額 年税額	徴収済額	未徴収税額				
氏名		円	月分から 月分まで	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 解散 7. その他	1. 特別徴収継続 (引き続き新勤務先で徴収) 2. 一括徴収 (残税額を全額徴収し、まとめて 納付・1月以降は必須) 3. 普通徴収 (本人が納付書で納付)	
住所	1月1日現在の住所		円	円				
	給与の支払を受けなくなった後の住所							

注意事項

- 1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申し出がなくても、必ず一括徴収してください。
- 異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月末日までに報告書が届きますようご協力ください。
- 転勤、再就職等により異動後の転勤先で引き続き特別徴収を継続する場合は、前勤務先で《1》を記入し、新勤務先へ回付ください。新勤務先では《3》を記入し、賦課課税地の市区町村に提出ください。

《2》一括徴収の理由・異動者印

一括徴収	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人の申出があったため。(要印)	異動者印
	2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の希望がないため。	
	※一括徴収できない理由	
	1. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額を超える給与等がないため。	
	2. その他()	

※記載不要

特別徴収 処理欄	現年度	月分以降の 月割り額は	1. 特徴義務者変更 2. 普徴へ切り替え 3. 一括徴収 4. その他	検印
	新年度	月分以降の 月割り額は	1. 特徴義務者変更 2. 普徴へ切り替え 3. 一括徴収 4. その他	検印

《3》転勤等による特別徴収届出書(継続)

月割り額 円 月分から徴収し 納入します。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒			特別徴収義務者 指定番号		処理 事項	
		名称				担当者	係		1.現年度 2.新年度 3.両年度
		代表者の 職氏名印					氏名		

記載例

§ 事例

株式会社「芸術村公園」に勤務し、特別徴収されていた海野宿さんが10月20日付けで退職をしました。海野さんの特別徴収年税額は120,000円、退職までに天引きにより支払ったのは6月から10月分までの50,000円、未徴収税額は70,000円でした。また、退職にあたり、未徴収額を一括徴収で納めることを了承し、確認印をいただきました。海野さんの一括徴収は、11月分の特別徴収額に合わせ振り込むものとします。

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届書

《1》異動があった場合には、すみやかに提出してください。

東御 市区町村殿 平成19年10月26日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒389-0514 東御市加沢 9999番地		特別徴収義務者 指定番号	7500000	処理 事項
		名称	株式会社 芸術村公園		担当 係	経理課 庶務係	1.現年度
		代表者の 職氏名印	代表取締役社長 東御 太郎		氏名	北御 花江	2.新年度
					電話	0268-64-5877	3.両年度

異動給与所得者 ※個人コード	(ア)	(イ)	(ウ) アーイ	異動 年月日	異動の 事由 (該当に○)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (該当に○)	下段届出書《3》は新勤務先で記載
フリガナ	特別徴収税額 年税額	徴収済額	未徴収税額	18年 10月20日	① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長欠 ⑤ 死亡 ⑥ 解散 ⑦ その他	1. 特別徴収継続 (引き続き新勤務先で徴収) ② 一括徴収 (残税額を全額徴収し、まとめて 納付・1月以降は必須) 3. 普通徴収 (本人が納付書で納付)	中段《2》に記載
氏名	円	6月分から 10月分まで 円	10月分から 5月分まで 円				〔 11月分 〕 〔 12月10日に 〕 納入します
住所	1月1日現在の住所	東御市本海野8000番地	円				後日、本人宛て納付書送付します
	給与の支払を受け なくなった後の住所	同上	120,000	50,000	70,000		

特別徴収義務者(給与支払者)の事業所名・住所・代表者職の氏名及び押印をします。

異動年月日を記載し、異動の事由・異動後の徴収方法について、該当番号に○をします。

特別徴収指定番号は必須項目です。7から始まる7ケタの番号を記載します。

給与異動届書について、問い合わせをする際の、事務担当者名を記載ください。

一括徴収税額を、11月分の特別徴収額に合わせ振り込む記載例です。

合わせて、一括徴収で納める場合、当人の了承をとり、確認印を押印します。

注意事項

- 1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申し出がなくても、必ず一括徴収してください。
- 異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月末日までに報告書が届きますようご協力ください。
- 転勤、再就職等により異動後の転勤先で引き続き特別徴収を継続する場合は、前勤務先で《1》を記入し、新勤務先へ回付ください。新勤務先では《3》を記入し、賦課課税地の市区町村に提出ください。

《2》一括徴収の理由・異動者印

① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人の申出があったため。(要印)	異動者印
② 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の希望がないため。	(海野)
※一括徴収できない理由	
1. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額を超える給与等がないため。	
2. その他()	

※記載不要

特別徴収処理欄	現年度	月分以降の月割り額は	1. 特徴義務者変更 2. 普徴へ切り替え 3. 一括徴収 4. その他	検印
	新年度	月分以降の月割り額は	1. 特徴義務者変更 2. 普徴へ切り替え 3. 一括徴収 4. その他	検印

《3》転勤等による特別徴収届出書(継続)

月割り額 円 月分から徴収し 納入します。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	処理 事項
		名称		担当 係	1.現年度
		代表者の 職氏名印		氏名	2.新年度
				電話	3.両年度